

定住自立圏形成に関する協定書

石巻市（以下「甲」という。）と東松島市（以下「乙」という。）は、石巻圏域における定住自立圏の形成に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、中心市宣言（定住自立圏構想推進要綱（平成20年12月26日付け総行応第39号総務事務次官通知）第4の規定による中心市宣言をいう。）を行った甲と、甲が行った中心市宣言に賛同した乙が、相互に役割を分担し、定住に必要な都市機能や生活機能の確保及びその充実を図るとともに、自立に必要な経済基盤の整備を促進することにより、魅力あふれる定住自立圏を形成することを目的とする。

（基本方針）

第2条 甲及び乙は、前条に規定する目的を達成するため、次条に規定する政策分野の取組について、相互に役割を分担して連携を図り、共同し、又は補完し合うこととする。

（連携する取組の分野及び内容並びに甲乙の役割分担）

第3条 甲及び乙が取り組む政策分野は次に掲げるものとし、その取組の内容並びに甲及び乙の役割は別表第1から別表第3までに定めるとおりとする。

- (1) 生活機能の強化に係る政策分野（別表第1）
- (2) 結びつきやネットワークの強化に係る政策分野（別表第2）
- (3) 圏域マネジメント能力の強化に係る政策分野（別表第3）

（事務の執行に当たっての連携、協力及び費用負担）

第4条 甲及び乙は、前条に規定する取組を推進するため、相互に役割を分担して連携し、又は協力して事務の執行に当たるものとする。

2 前条に規定する取組を実施するために必要な手続、費用の負担及び人員の確保に係る負担は、相互の受益の程度を勘案し、その都度、甲及び乙が協議し定めるものとする。

（協定の変更）

第5条 この協定を変更しようとする場合は、甲及び乙が協議の上、これを定めるものとする。この場合において、甲及び乙はあらかじめ議会の議決を経るものとする。

（協定の廃止）

第6条 甲及び乙は、この協定を廃止しようとする場合は、あらかじめ議会の議決を経た上で、その議決書の写しを添付した書面により、本協定の廃止を求める旨を他方に通告するものとする。

2 この協定は、前項の規定による通告があった日から起算して2年を経過した日にその効力を失う。

（疑義の解決）

第7条 この協定に関し疑義が生じた場合は、甲及び乙が協議の上、その解決を図るものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲及び乙が記名押印の上、各自1通を保有する。

平成22年 月 日

甲 石巻市長

乙 東松島市長

別表第1（第3条、第4条関係）

生活機能の強化に係る政策分野

1 医療

| 取組事項 | 取組内容 | 甲の役割 | 乙の役割 |
|-------------------|---|--|---|
| 地域医療を担う医療従事者の確保対策 | 医療従事者の就労環境の調査及び整備に取り組む。 | 医療従事者を対象とした就労環境調査や在宅有資格者を対象とした就労意向調査を行い、就労支援策を検討し、働きやすい環境の整備に取り組む。 | 甲と連携し、医療従事者や在宅有資格者を対象とした調査を行い、就労支援策を検討し、働きやすい環境の整備に取り組む。 |
| 救急医療・地域医療連携体制の充実 | 救急医療体制（石巻市夜間急患センター、病院群輪番制等）及び地域医療連携体制の強化・充実に取り組む。 | 救急医療体制（石巻市夜間急患センター、病院群輪番制等）の充実及び地域医療連携体制の整備に取り組む。 | 甲と連携し、救急医療体制の充実及び地域医療連携体制の整備に取り組む。 |
| | 健（検）診、予防接種等の保健サービスの提供に関する連携強化や課題解決に取り組む。 | 健（検）診、予防接種等の保健サービスの提供に関する連携強化や課題解決に取り組む。 | 甲と連携し、健（検）診、予防接種等の保健サービスの提供に関する連携強化や課題解決に取り組む。 |
| 災害時医療ネットワークの充実 | 災害時医療ネットワークの構築に取り組む。 | 災害時医療ネットワークの構築、災害時医療マニュアルの策定及び大規模災害訓練等の災害時医療連携体制の構築に取り組む。 | 甲と連携し、災害時医療ネットワークの構築、災害時医療マニュアルの策定及び大規模災害訓練等の災害時医療連携体制の構築に取り組む。 |

2 福祉

| 取組事項 | 取組内容 | 甲の役割 | 乙の役割 |
|----------------------------|---|--|--|
| 子育て支援や保育体制の一層の充実・連携による環境整備 | 各種子育て支援事業について、石巻圏域住民が利用可能な体制を整備するとともに、石巻圏域として安心して子育てができる環境の整備に取り組む。 | (1) ファミリーサポートセンター事業の対象区域を石巻圏域へ拡大することに取り組む。 (2) 石巻圏域で利用できる子育て支援センター等の事業の調整を図り、事業内容の向上に取り組む。 (3) 各種子育て施策に係る指導員等の研修に取り組む。 | (1) 甲と連携し、ファミリーサポートセンター事業の対象区域を石巻圏域へ拡大することに取り組む。 (2) 甲と連携し、石巻圏域で利用できる子育て支援センター等の事業の調整を図り、事業内容の向上に取り組む。 (3) 甲と連携し、各種子育て施策に係る指導員等の研修に取り組む。 |

3 教育

| 取組事項 | 取組内容 | 甲の役割 | 乙の役割 |
|------------------------------|---|--|---|
| 石巻市視聴覚センターの充実 | 石巻市視聴覚センターを活用し、研修・学習の場及び情報の提供並びに教材の供給に取り組む。 | (1) 石巻市視聴覚センターを活用し、社会教育と学校教育との連携事業の充実に取り組む。 (2) 石巻市視聴覚センターを活用し、教材供給及び情報提供の拡充に取り組む。 | (1) 甲と連携し、石巻市視聴覚センターを活用し、社会教育と学校教育との連携事業の充実に取り組む。 (2) 甲と連携し、石巻市視聴覚センターを活用し、教材供給及び情報提供の拡充に取り組む。 |
| 図書館の利便性の向上 | 図書館の相互利用等により、利用サービスの向上に取り組む。 | (1) 石巻圏域の図書館・図書室の図書館の相互利用に係る物流環境の整備に取り組む。 (2) 石巻圏域での読書推進講座の開催に取り組む。 (3) 石巻圏域での図書館司書等の交流を行い、専門知識の向上及び人材確保に取り組む。 | (1) 甲と連携し、図書館の相互利用に係る物流環境の整備に取り組む。 (2) 甲と連携し、読書推進講座の開催に取り組む。 (3) 甲と連携し、図書館司書等の交流を行い、専門知識の向上及び人材確保に取り組む。 |
| 学校適応指導教室に関する連携 | 石巻市適応指導教室を活用し、学校不適応児童・生徒に対する学校生活への復帰に係る支援に取り組む。 | 石巻市適応指導教室の事業運営の充実を図り、学校不適応児童・生徒に対する学校生活への復帰に係る支援に取り組む。 | 学校不適応児童・生徒に対する学校生活への復帰に係る支援策として、石巻市適応指導教室を活用する。 |
| スポーツ・レクリエーションの連携とスポーツ団体の交流促進 | 地域スポーツの振興推進に取り組む。 | 宮城ヘルシー石巻地区大会等の実施に取り組む。 | 甲と連携し、宮城ヘルシー石巻地区大会等の実施に取り組む。 |
| 社会教育事業の共同開催 | 石巻圏域の社会教育団体へ連携を呼びかけ、事業の共同開催に向けた支援に取り組む。 | 石巻圏域の社会教育団体の交流を深め、各種事業の共同開催に向けた支援に取り組む。 | 甲と連携し、各種事業の共同開催に向けた支援に取り組む。 |

4 産業振興

| 取組事項 | 取組内容 | 甲の役割 | 乙の役割 |
|---------|------------------|---|---|
| 港湾整備の促進 | 石巻港の港湾整備促進に取り組む。 | (1) 石巻港の港湾整備促進の活動強化に取り組む。 (2) ポートセールスに取り組む。 (3) 港湾整備促進のための官民連携による作業部会を設 | (1) 甲と連携し、石巻港の港湾整備促進の活動強化に取り組む。 (2) 甲と連携し、ポートセールスに取り組む。 (3) 甲と連携し、情 |

| | | | |
|---------------|---|--|--|
| | | 置し、コンテナ貨物等の需要調査や荷主等のデータベース化等により、情報の整理分析に取り組む。 | 報の整理分析に取り組む。 |
| 企業誘致活動の推進 | 進出企業に関する情報収集や企業誘致に関する調査研究に努めるとともに、石巻圏域の優位性等をアピールするため、産業力や気候条件、さらには東北地区の工業団地へのアクセスや教育施設を含めた社会資本等を網羅した資料の充実に取り組む。 | 情報収集やデータ等の整理及び調整を行い、企業誘致に取り組む。 | 甲に情報データの提供を行い、企業誘致に積極的に取り組む。 |
| 戦略的な広域観光ルート開発 | 観光協会と連携し、観光ルート開発のための委員会を設置し、石巻圏域における観光素材の情報収集や体系化、広報活動等を行うとともに、バリエーション豊かな観光ルートの開発や商品化に取り組む。 | ニューツーリズムの商品開発に取り組む。また、体験型観光等の促進や都市エリアとの地域間交流に取り組む。 | 甲と連携し、ニューツーリズムの商品開発に取り組む。また、体験型観光等の促進や都市エリアとの地域間交流に取り組む。 |

5 環境

| 取組事項 | 取組内容 | 甲の役割 | 乙の役割 |
|------------------|--|-------------------------------------|----------------------------|
| クリーンエネルギー普及啓発の推進 | 石巻市が開催している環境フェアに東松島市及び女川町も参加し、一体的にクリーンエネルギーの普及啓発に取り組む。 | 環境フェアの企画、実施により、クリーンエネルギーの普及啓発に取り組む。 | 甲と連携し、クリーンエネルギーの普及啓発に取り組む。 |

6 防災

| 取組事項 | 取組内容 | 甲の役割 | 乙の役割 |
|---------|---------------------------|---------------------------|---------------------------------|
| 防災対策の充実 | 石巻圏域における防災相互応援体制の整備に取り組む。 | 石巻圏域における防災相互応援体制の整備に取り組む。 | 甲と連携し、石巻圏域における防災相互応援体制の整備に取り組む。 |

7 その他

| 取組事項 | 取組内容 | 甲の役割 | 乙の役割 |
|------------|--|---|---|
| 石巻専修大学との連携 | 観光や産業振興等、圏域に共通した課題について石巻専修大学と共同研究に取り組む。また、石巻専修大学が実施するサテライトキャンパス等 | (1) 観光や産業振興等、石巻圏域に共通した課題について石巻専修大学と共同研究に取り組む。 (2) 石巻専修大学が実施するサテライト | (1) 甲及び石巻専修大学と連携し、共同研究に取り組む。 (2) 甲及び石巻専修大学と連携し、石巻専修大学が実施するサテライトキャン |

| | | | |
|------------|--|--|--------------------------|
| | の地域連携活動や教育研究活動に連携して取り組む。 | キャンパス等の活動について、共同で取り組む。 | ンパス等の活動に取り組む。 |
| ニホンジカ対策の推進 | 宮城県保護管理計画に基づき、牡鹿半島ニホンジカ対策協議会を支援し、総合的に捕獲や調査に取り組む。また、牡鹿半島ニホンジカ対策協議会のハンター育成事業等への支援を行い、ハンター組織の充実に取り組む。 | 牡鹿半島ニホンジカ対策協議会の事務局を担い、ニホンジカの捕獲・調査の実施、講習会の開催、各種の支援等に計画的に取り組む。 | 甲と連携し、ニホンジカに係る情報収集に取り組む。 |

別表第2（第3条、第4条関係）

結びつきやネットワークの強化に係る政策分野

1 地域公共交通

| 取組事項 | 取組内容 | 甲の役割 | 乙の役割 |
|------------------------|--|---|--------------------------------------|
| 地域公共交通の維持・確保対策（地域路線バス） | 沿線市町が協調して、路線の維持確保に取り組む。また、石巻圏域の既存の住民バス・乗合タクシー等の多様な公共交通機関を生かした生活交通の確保に取り組む。 | (1) 路線の維持確保に取り組む。 (2) 石巻圏域の既存の住民バス・乗合タクシー等の多様な公共交通機関を生かした生活交通の確保に取り組む。 | 甲と連携し、生活交通の確保に取り組む。 |
| 地域公共交通の整備促進（鉄道） | 高次都市機能を持つ仙台圏域との連携強化のため、仙石線及び石巻線整備の活動強化に取り組む。 | 仙台圏域との連携強化のため、仙石線及び石巻線整備の活動強化に取り組む。 | 甲と連携し、仙台圏域との連携強化のため、仙石線整備の活動強化に取り組む。 |

2 道路等の交通インフラ整備

| 取組事項 | 取組内容 | 甲の役割 | 乙の役割 |
|--------------------------------|---|---|--|
| 高速交通ネットワーク及び幹線道路・市町間を結ぶ道路の整備促進 | 仙台圏域等との連携強化のため、三陸縦貫自動車道等の高速交通ネットワーク及びそれにアクセスする幹線道路及び国道・県道等の幹線道路については、整備が図られるよう取り組む。また、市町間を結ぶ必要な道路については、連携して整備に取り組む。 | (1) 三陸縦貫自動車道等の高速交通ネットワーク及びそれにアクセスする幹線道路については、整備が図られるよう取り組む。 (2) 国道・県道等の幹線道路の整備については、関係市町と連携して取り組む。 (3) 石巻圏域を結ぶ道路の整備に取り組む。 | (1) 甲と連携し、高速交通ネットワーク及びそれにアクセスする幹線道路の整備が図られるよう取り組む。 (2) 甲と連携し、国道・県道などの幹線道路の整備について取り組む。 (3) 甲と連携し、石巻圏域を結ぶ道路の整備に取り組む。 |

3 石巻圏域農水産物及び特産品を活用した地域ブランドの開発

| 取組事項 | 取組内容 | 甲の役割 | 乙の役割 |
|--------------------------------|--|---|--|
| 農水商工連携によるブランド力の向上及び地域ブランド商品づくり | 農水商工連携による商品開発を促進するため、マッチング交流会や企業間情報の提供に取り組む。また、豊富な農水産物や特産品を生かした地域ブランド商品の開発を進めるとともに、販売促進に向けたPR等に積極的に取り組む。 | (1) 石巻圏域の農水産物及び特産品の情報等を収集し、PRと販路の拡大に取り組む。 (2) 関係団体等と連携し、地域ブランド商品づくりに取り組む。 (3) 農水商工連携を推進するため、調査研究を進めながら、マッチング交流会の開催や企業間情報の提供に取り組む。 | (1) 甲と連携し、石巻圏域の農水産物及び特産品の情報等を収集し、PRと販路の拡大に取り組む。 (2) 甲及び関係団体等と連携し、地域ブランド商品づくりに取り組む。 (3) 甲と連携し、農水商工連携を推進するための調査研究を進めながら、マッチング交流会の開催や企業間情報の提供に取り組む。 |

4 地域内外の住民との交流・移住促進

| 取組事項 | 取組内容 | 甲の役割 | 乙の役割 |
|--------------|---|--|--|
| U J I ターンの推進 | 石巻圏域の空き家情報、雇用情報、地域情報等の各種情報の発信や結婚支援を行うシステムを構築し、圏域外住民のU J I ターン施策に取り組む。 | (1) 石巻圏域の各種施策情報のシステムを一体的に構築し、情報発信に取り組む。 (2) U J I ターン促進のための協議会を設立し、石巻圏域として必要な施策に取り組む。 | (1) 甲に必要な情報を提供するとともに、石巻圏域の各種施策情報システムの一体的な構築に向け協調を図る。 (2) 甲と連携し、U J I ターン促進のために必要な施策に取り組む。 |

別表第3（第3条、第4条関係）

圏域マネジメント能力の強化に係る政策分野

1 石巻圏域の職員等の交流

| 取組事項 | 取組内容 | 甲の役割 | 乙の役割 |
|---------------|---|---|--|
| 石巻圏域職員等の研修・交流 | 石巻市が主催する各種研修事業に、東松島市及び女川町の職員の受け入れ、情報の提供に取り組む。 | 各種職員研修の情報を提供するとともに、合同研修会実施への企画立案等に中心的に取り組む。 | 甲が実施する職員研修等に必要に応じて職員を参加させるとともに、甲と連携して合同研修会に取り組む。 |
| 外部からの人材の確保 | 生活機能の強化に係る政策分野及び結びつきやネットワークの強化に係る政策分野の取組に必要な石巻圏域の行政マネジメント能力を強化するため、専門知識等を有する人材の確保に取り組む。 | 政策分野の取組に必要な専門的な知識を有する人材の確保に取り組む。 | 甲と連携し、政策分野の取組に必要な専門的な知識を有する人材の確保に取り組む。 |